資料4

今後の作業について（案）

１．配分額の内示

（１）　内示額は、基金交付額の総額（基礎額１５億円＋加算額）とする。

（２）　内示の際には、有識者による評価項目ごとの意見、事業別の意見を付すこととする。

２．地域医療再生計画の再提出について

各都道府県は、内示額、有識者による意見を踏まえ、地域医療再生計画を厚生労働省へ提出すること。

３．配分額の交付決定について

再提出された地域医療再生計画に基づき交付決定を行う。